# 豊中市認定地域クラブ活動「とよチャレ」に関する総合的なガイドライン

令和８年（2026 年）10 月

豊中市教育委員会

**はじめに**

**Ⅰ　本市の現状と活動の方向性**

1　本市における部活動の現状

2　本市における部活動の地域展開（市の方向性）

**Ⅱ　地域クラブ活動の基本的な考え方及び認定制度**

1　「とよチャレ」及び「豊中市認定地域クラブ」について

（1）「とよチャレ」の基本理念

（2）「とよチャレ」の特徴と活動内容

（3）「とよチャレ」の対象者

（4）「とよチャレ」以外の活動の取扱い

（5）「豊中市認定地域クラブ」の特徴

2　「豊中市認定地域クラブ」に関する認定制度

（1）認定の効果

（2）認定要件及び手続等

**Ⅲ　「とよチャレ」の推進及び運営に関する事項**

1　推進体制の整備

（1）市における体制整備

（2）学校との連携

（3）地域団体・民間事業者等との連携

2　「とよチャレ」の実施に関する事項

（1）運営主体・実施主体

（2）指導者

（3）活動内容

（4）活動場所

（5）費用

（6）保険

（7）管理責任

（8）事故の防止やクラブ員の健康管理

（9）活動場所への移動手段

（10）多様な生徒への対応

**Ⅳ　部活動の在り方**

**Ⅴ　大会・コンクールの在り方**

１　クラブ員の大会等の参加機会の確保

２　大会等への参加の引率や運営への従事

**Ⅵ　関連する制度の在り方**

１　教職員の関わり

２　高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

【別冊資料】

別冊資料①　『「豊中市認定地域クラブ」認定要件確認書（チェックリスト）及び手続について』

別冊資料②　『「豊中市認定地域クラブ」認定の手引き』

別冊資料③　『「豊中市認定地域クラブ」参加の手引き』

別冊資料④　『豊中市認定地域クラブ市立中学校・義務教育学校施設利用マニュアル』

**はじめに**

中学校の運動部活動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。また、中学校学習指導要領において、部活動は、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するもの」とされています。本市においても、これまで部活動は、生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保、体力や技能の向上、異年齢交流の中での好ましい人間関係の構築等、様々な役割を果たしてきました。

しかし、近年、生徒の部活動に求めるニーズが多様化してきたことや、生徒数の減少に伴う教職員の減少、専門的な指導力を持った教職員の不足、部活動にあたる教職員の多忙化等、多くの課題が生じ、複雑さも増しています。また、生徒数減少に伴い、部活動の種目数が減る等、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、学校単位での活動の維持が困難になることが予想されます。そして、学校での教育課程外の活動である部活動は、これまで教職員の熱意と尽力により支えられてきましたが、全国的に教職員の働き方が注目され、教職員不足が深刻化する中で、現在の部活動の仕組みは限界に近づいています。

そのような中、スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が示され、部活動を地域における多様な運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ展開していくことが求められています。さらに、文部科学省からは令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が公表され、地域クラブ活動の在り方や認定制度、地域展開の円滑な推進に当たっての対応等が示されています。

本市においては、令和５年度に「部活動地域移行検討会議」を設置し、関係所管課が連携しながら、地域展開に向けた調査研究や課題整理、進行管理等を行い、検討を進めてきました。また、令和７年度には、豊中市における地域クラブ活動の取組みとして「豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業」を示し、地域クラブ活動の基本的な考え方や方向性について整理しました。今後は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたり子どもたちが主体的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、部活動の地域展開を推進します。そして、本ガイドラインは、豊中市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する生徒たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示すものです。

部活動の地域展開は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加する皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な取組みとなります。本市においては、部活動の意義を継承しつつ、生徒を中心とした地域の新たなコミュニティの形成等、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

## Ⅰ　本市の現状と活動の方向性

### 1　本市における部活動の現状

部活動の地域展開を推進するにあたって、児童生徒や教職員、保護者等関係者の意識を把握するためにアンケート調査を実施しました。（実施期間：令和７年（2025 年）６月９日～令和７年（2025 年）６月 30 日）その結果から、児童生徒、保護者、教職員それぞれの立場から、学校外における活動や部活動に対する多様なニーズがあることと、多岐にわたる課題が明らかとなりました。

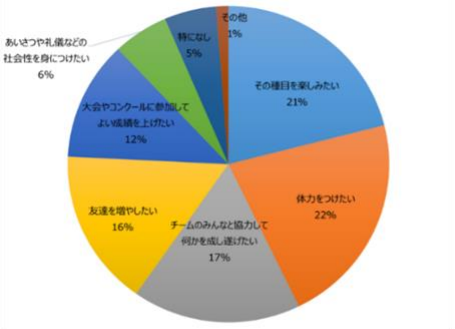



図１　（児童）あなたはスポーツ・芸術文化活動に何を期待しますか。（三つまで）

小学生の多くは、スポーツや文化・芸術等の習い事等の学校外での学びの場でも積極的に活動に取組んでおり、中学生になったら、放課後や休日に多様な活動をしたいと思っていることがうかがえます。また、その活動の目的も「楽しみたい」「協力したい」「体力をつけたい」「友達を増やしたい」等多岐にわたっています。しかしながら、現状の部活動では、子どもたちの多様なニーズへの対応は十分であるとは言い切れません。部活動を地域展開することで、子どもたちの多様なニーズや目的に応じた活動が可能になり、活動に対する意欲向上にもつながると考えられます。

中学生の部活動に加入している理由についての設問では、「その種目や活動を楽しみたい」という回答が最も多く、体力・技術の向上だけでなく、「友だちを増やしたいため」や「チームワークや協調性の大切さを身につけたいため」等の人間関係の構築を重視している回答も多くありました。部活動に加入していない生徒については、加入していない理由として「もっとレベルの高いところでやりたかった」や「入りたい部活動がなかったため」という回答が多くありました。地域クラブに対しても、気楽に楽しめる活動を行ったり、学校ではできないことを経験したい等といった希望を持っている生徒が多いことが分かり、こうした希望に応える仕組みづくりや環境整備が必要であると考えられます。

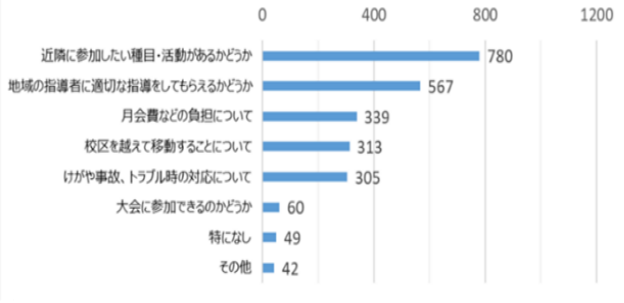



表１：（保護者）地域クラブ活動にお子様が参加する場合、心配なことは何ですか。（二つまで）

保護者の回答結果からは、習い事の継続に関しては子どもの意思を尊重するといった傾向が見られます。一方で、活動場所や指導者の質に対する不安があること等が明らかになりました。また、地域クラブ活動に期待することについては、「楽しみながらスポーツ・文化芸術活動に取組めること」という回答が最も多く、一方で不安なこととしては、「近隣に参加したい種目・活動があるかどうか」や「地域の指導者に適切な指導をしてもらえるかどうか」の回答が多くありました。これらのことも踏まえながら、多様な地域団体の整備や、指導者への研修の在り方等を検討していく必要があります。

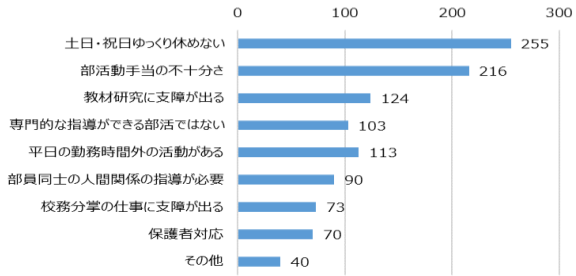



表２：（教員）部活動指導上の負担感の要因

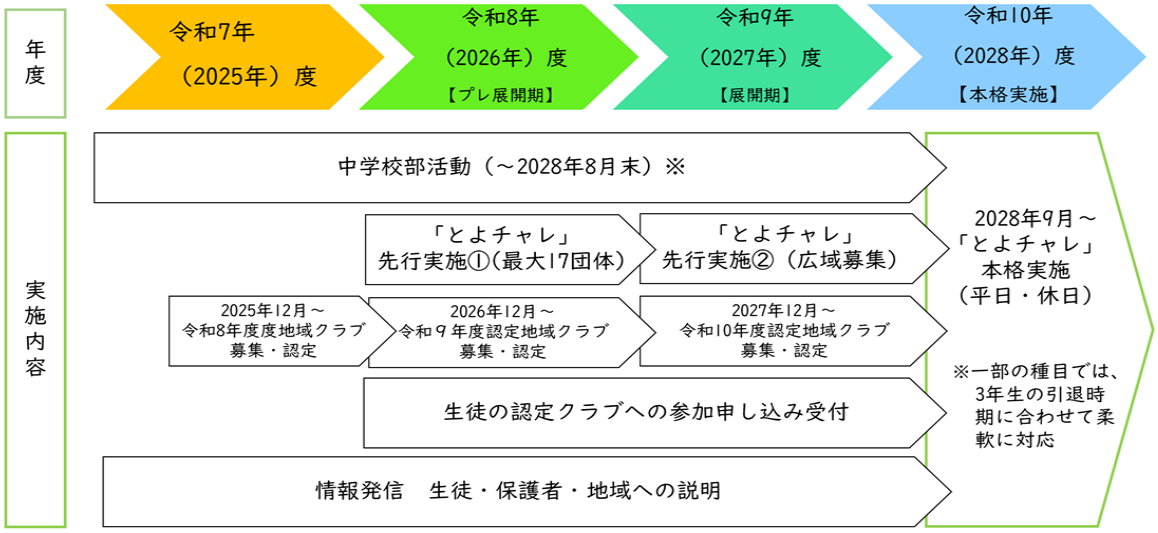
中学校教職員については、部活動に係る業務負担を感じている教職員が 65%にものぼり、負担感の要因としては、「土日・祝日ゆっくり休めない」や「部活動手当の不十分さ」が多くなっています。週当たりの平均的な休日の活動日数について、教職員の 69%が １日と回答しており、教職員の約 7 割が週 6 日勤務となっています。大会や試合、発表会等の多くが土日・祝日に開催されることから、休日に十分な休息を取ることができていないことが推察されます。担当する部活動種目の経験について、「経験がない」「１

年未満の経験」と回答した教職員が約半数を占めていることから、経験が少ない種目でも専門的な指導を求められることも多く、このような面でも負担が大きくなっていると考えられます。

一方、部活動が地域展開された後、指導者として携わりたいかどうかの設問については、「指導者として携わりたい」や、「条件によって関わりたい」と回答している教職員もいることから、希望する教職員が地域クラブ活動での指導に関わることのできる環境の整理が必要と考えられます。また、部活動の地域展開における課題については、「経済格差等により生徒の活動に差が生じる」や「学校における生徒指導・生活指導や生徒支援」といった懸念も多く示されています。これまで部活動を通じて築かれてきた生徒理解・支援の在り方についても検討が必要です。

## 2　本市における部活動の地域展開（市の方向性）

豊中市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和 10 年（2028 年）度を目途に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「とよチャレ」を開始します(部活動の地域展開[1])。また、この活動が子どもたちにとって主体的に多様な活動にチャレンジできる場になるよう願いを込め、豊中市地域クラブ活動の愛称を「とよチャレ」としました。




## Ⅱ　地域クラブ活動の基本的な考え方及び認定制度

### 1　「とよチャレ」及び「豊中市認定地域クラブ」について

#### （１）「とよチャレ」の基本理念

「とよチャレ」は主に以下の３つをめざすものとします。

- 子どもたちが多様な選択肢の中から一人ひとりに応じて主体的に活動を選択できる。
- 子どもたちがより専門的で安全な活動を行うことができる。
- 子どもたちをはじめとした参加者が、生涯学習の一環としてスポーツや文化活動に親しむことができる。

[1] 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する実行会議」最終とりまとめ（令和７年５月）において、「（部活動）改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から名称を変更すること」とされています。

（２）「とよチャレ」の特徴と活動内容

- 学校の枠を超えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- 「仲間と楽しんで活動する」「目標に向かって一生懸命取組む」等、子どもたちのそれぞれの意向を大切にします。
- 自分で考え、行動し、挑戦する機会を通じて、子どもたちの主体性が育まれます。
- 様々な世代や地域の人と関わることで、子どもたちの社会性や協調性が育まれます。

「とよチャレ」は子どもたちの多様なニーズを踏まえ、特定の競技に専念したり技術の向上をめざしたりする活動だけでなく、レクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動、運動機会の確保や多世代で趣味等を一緒に楽しむ活動等、多様な活動に広げていきます。また、指導者による指導を行う活動だけではなく、地域や保護者の見守りのもとで実施する活動も行います。

(例)

| **活動の種類（実施主体）** | **活動の主な目的** | **特徴** |
|---|---|---|
| 主に技術・技能向上をめざすクラブ | 技術・技能向上 | 専門的な指導者のもと、行われる活動 |
| 特定の競技等に専念するクラブ | 大会・発表・コンクール等で良い成績をめざす | |
| 主にスポーツ・文化活動に親しむことを目的としたクラブ | 機会確保<br>親しむ・楽しむ | 趣味を一緒に楽しむような活動 |
| レクリエーションクラブ | 趣味を楽しむ多様な交流 | |

（３） 「とよチャレ」の対象者

「とよチャレ」への参加は、生徒の自主的・自発的な意思を基本とし、参加を強制するものではありません。生徒一人ひとりが自らの興味や関心に応じて活動を選択し、参加することができるものとします。 対象者については、本市の中学生を基本とし、学校や学年に関係なく参加できることを前提とします。また、部活動に所属していない生徒や、これまでスポーツ・文化活動に十分に参加する機会がなかった生徒についても、希望に応じて参加できる環境の確保をめざします。 さらに、地域クラブ活動は、多様な主体による取組みとして、中学生を主たる対象としつつ、必要に応じて他の年代の参加を含めた柔軟な活動の展開も想定されます。 なお、対象者については、生徒の自主的・主体的な活動を重視する観点から、特定の技能や能力による選抜を前提とした参加の制限は行わないものとします。

（４）「とよチャレ」以外の活動の取扱い

「とよチャレ」は、生徒の放課後及び休日の過ごし方における選択肢の一つであり、認定を受けていない地域のクラブ[2]や既存のスポーツ・文化クラブの活動を阻害するものではなく、生徒の多様な活動機会の一つとして尊重されるものとします。

（５)「豊中市認定地域クラブ」の特徴

「豊中市認定地域クラブ」とは、「とよチャレ」の実施主体となる豊中市が認定した団体等のことで、次のような特徴があります。

[2] 国のガイドラインでは、地域クラブ活動は、「豊中市認定地域クラブ」の活動のように、国が示す要件や手続き等によって市区町村が認定する「認定地域クラブ活動」を行っていくことを基本としています。また、認定を受けていない地域のクラブ活動等についても、生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められるとしています。

●中学生の主体的・多様な参加

・中学生がやりたい活動を自主的に選び、継続して取組むことができます。

・学校や学年に関係なく、個々の興味や関心に応じて自由に参加できます。

・地域の人材が中心となって指導を行い、必要に応じて教職員が兼職兼業で関わることもあります。

・専門的かつ安心・安全な活動を通じて、生涯学習・生涯スポーツの基盤を育むことをめざしています。

●公共性・非営利性を重視した運営

・営利を主たる目的[3]とせず、できる限り低廉な会費で、地域の理解と協力のもとで運営します。

・スポーツ庁のガバナンスコードを遵守するとともに、透明性のある会計処理を行い、公正な運営をします。

●大学・民間企業等との連携・協働

・大学・民間企業等との連携・協働を通じて、地域資源を活用した多様で魅力ある活動機会の充実を図ります。

●安全・健康管理とハラスメント防止の徹底

・活動前の健康観察や熱中症対策、AED の設置場所の把握等、安全管理を徹底します。

・体罰・暴言・ハラスメントを根絶するとともに、いじめ等の防止を徹底し、参加者が安全・安心に活動に取組める信頼関係を大切にした運営を行います。

●地域・学校との連携を前提とした活動設計

・教育委員会の許可を得て、市立中学校・義務教育学校施設(以下「市立中学校施設」という。)等を使用する場合があります。

・学校行事や定期考査等に配慮した活動計画を策定します。

●持続可能な運営体制と指導者の育成

・責任者や指導者等、複数名で子どもたちが安心・安全に活動できるスタッフ体制のもと運営します。

・指導者には研修の受講を義務づけています。

・教職員が兼職兼業により指導者として活動する場合もあります。

## 2 「豊中市認定地域クラブ」に関する認定制度

### （1） 認定の効果

国のガイドライン[4]において示された「認定地域クラブ活動」の方針に基づき、本市では、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させる地域クラブ活動を実施し、市が定める要件を満たす団体を「豊中市認定地域クラブ」として認定し、各クラブの管理責任のもとで、生徒や保護者が安心して参加できる体制を構築していきます。「豊中市認定地域クラブ」として認定されることにより、本市が整備する地域クラブ活動の情報発信機能（とよチャレポータルサイト[5]）や連絡ツール(と

---

[3] 非営利の考え方…「とよチャレ」事業に必要な活動にかかる人件費、消耗品や使用料等の直接経費と、会費などの収入が概ね均衡している状態をさします。地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられます。

[4] 国のガイドラインにおいて、国が示した要件及び認定手続等に基づき、市町村等が学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」と定義することとされています。

[5] 本市が整備する「とよチャレポータルサイト」は、地域クラブ活動に関する情報提供や参加申込等を行うための仕組みとして構築を予定しているもの

よチャレクラブ連絡アプリ[6])を通じた生徒募集等の情報提供が可能となります。また、学校施設等の優先的な使用等の一定の支援が想定されます。さらに、指導を希望する教職員等の参画や、生徒の大会・発表機会への参加を円滑に行うことができることが期待されます。

（２）認定要件及び手続等

本市では、次に示す事項を豊中市認定地域クラブの認定要件[7]とします。認定要件の具体的事項、認定手続及び認定の取消し等の詳細については、**別冊資料①『「豊中市認定地域クラブ」認定要件確認書（チェックリスト）及び手続について』において定めます。**

**【要件１】活動の目的及び理念**

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

**【要件２】活動の実施内容**

適切な活動時間及び休養日・活動場所が設定されていること。また、参加費については活動の維持・運営に必要な範囲で低廉に設定されていること。

**【要件３】指導体制**

適切な指導体制が確保されているとともに、指導者の資質向上に向けた取組が行われていること。 また、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止が図られていること。

**【要件４】安全管理体制**

生徒が安全に活動できるよう配慮された内容であること。事故やトラブル等に対応するための安全管理体制が整備されていること。また、事故等が発生した場合の対応や責任関係等が明確化されているとともに、緊急時の連絡体制の整備等が行われていること。また、参加者及び指導者等が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

**【要件５】運営体制**

規約又は会則等に基づき適切な団体運営が行われていること、複数のスタッフにより運営されていること、営利を主たる目的とせずに運営されていること、及び会計管理が適正に行われていること。また、大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

**【要件６】連携体制**

活動拠点として利用する学校（以下「活動拠点校」という。）との活動方針等の共有、クラブ員が在籍する学校（以下「在籍校」という。）との在籍状況及び活動状況等の共有、教育委員会との連携その他必要な情報共有等が適切に行われていること[8]。

---

です。

6 本市が整備する「とよチャレクラブ連絡アプリ」は、「豊中市認定地域クラブ（団体）」と生徒・保護者間の連絡及びクラブ運営を円滑に行うためのツールとして、活動連絡やお知らせの配信に加え、月謝の徴収・決済、指導者の勤怠管理、生徒の出欠管理などの機能を一体的に提供するものです。

7 豊中市認定地域クラブの認定要件については、国ガイドラインに示された認定制度の考え方及び「スポーツ団体ガバナンスコード」等を参考に、本市において別に定めるものとする。

8 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられます。

認定を希望する団体は、上記要件に関する事項について、とよチャレポータルサイトを通じて申込を行うものとします。申込に当たっては、必要事項の入力に加え、団体規約等その他本市が定める資料を提出するものとし、その方法はポータルサイト上での電子的な提出（ファイルの添付等）によるものとします。クラブの認定にあたっては、提出された申込内容に基づいてヒアリング等を行い、認定の可否を審査し、結果をクラブ代表者に通知します。なお、認定の有効期限は最大 3 年間とし、更新する場合は所定の申込を行うこととします。認定を受けた後、「豊中市認定地域クラブ」としての要件を満たしていないことが疑われた場合や、組織的な違法行為等を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき等は、クラブの活動状況を調査・指導したり、「豊中市認定地域クラブ」の認定を取り消す場合があります。

国ガイドライン

スポーツ庁
ガバナンスコード

セルフチェックシート

豊中市認定地域クラブ
活動の認定に関する要綱

## Ⅲ 「とよチャレ」の推進及び運営に関する事項

### 1 推進体制の整備

#### （1）市における体制整備

本市では、部活動の地域展開を進めるに当たり、教育、スポーツ、文化、福祉等の関係部局が連携し、総合的に取組みを推進していきます。 また、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、地域クラブ活動が円滑に実施されるよう、必要な体制整備に努めます。 令和８年４月には、教育委員会事務局学校教育課内に「地域クラブ係」を新設し、本市における地域クラブ活動の推進体制の強化を図っています。 さらに、本市における地域クラブ活動の取組みを推進するため、関係者との情報共有や調整を行うとともに、地域の実情に応じた課題の把握及び対応に取組みます。

加えて、本市では、地域クラブ活動に関する情報発信及び手続の円滑化を図るため、とよチャレポータルサイトの構築・運営を行います。 当該ポータルサイトにおいては、生徒及び保護者が「豊中市認定地域クラブ」の活動内容や参加方法等の情報を容易に収集できる環境を整備するとともに、認定を希望する団体による申込登録、活動情報の発信等が円滑に行える仕組みを構築し、地域クラブ活動の活性化及び参加機会の充実を図ります。

#### （2）学校との連携

「豊中市認定地域クラブ」は、活動拠点校に対し、活動方針、活動状況、年間・月間スケジュール等に関する情報提供を行い、相互の共通理解の促進に努めるものとします。また、「豊中市認定地域クラブ」は、在籍校に対し、クラブ員の在籍状況その他必要な情報を共有し、生徒の望ましい成長を支援する観点から連携に努めるものとします。

特に、令和９年度から令和 10 年度までの展開期において、学校に設置されている部活動と競技・種目上のつながりを有する「豊中市認定地域クラブ」は、在籍校との連携に努めるものとします。クラブ活動と部活動の両方が参加可能な大会等については、参加方法その他必要な事項について、適切な時期に当該部活動顧問等の教職員との共通理解を図る機会を設けるよう努めるものとします。

また、「豊中市認定地域クラブ」の活動中に発生したトラブル（クラブ員間のいじめを含む）や事故については、「豊中市認定地域クラブ」がその責任において、事実関係の確認、関係者への聴き取り、必要な指導又は対応を行うとともに、再発防止に努めます。その過程で、生徒支援上必要と認められる場合は、保護者の了解を得たうえで、在籍校へ情報提供

を行います。なお、在籍校からいじめ対応等で「豊中市認定地域クラブ」関係者への聴き取り、指導及び保護者対応等の協力依頼がある場合、在籍校との緊密な連携を図るものとします。[9]

（３）地域団体・大学・民間事業者等との連携

本市では、大阪府体育連合会、豊中市体育連盟、文化振興財団、中学校体育連盟、吹奏楽連盟及び関係団体等との連携や協力体制を構築していきます。また、指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣、活動場所の確保等の観点では、地元大学等との積極的な関わりを持ち、充実したクラブ活動が展開されるよう、協力を依頼していきます。

さらに、持続可能な活動環境を構築するうえで、民間企業との連携・協働は不可欠であり、「豊中市認定地域クラブ」への協力・支援等を希望する民間企業のメリットにもなる体制づくり[10]をめざします。

２ 「とよチャレ」の実施に関する事項

（１）運営主体・実施主体

運営団体・実施主体となりうるのは、地域のクラブ、保護者会、府及び市スポーツ協会や連盟に加盟する各競技団体、合唱や美術等の文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型スポーツ・文化クラブ、民間事業者等です。また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設し、「豊中市認定地域クラブ」として活動することもできます。各団体は、持続可能な活動環境構築の視点から、法人格を取得して活動を運営することも考えられます。

**また、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であることから、技術向上のための個人レッスンや、進学のための学習塾等は対象として想定しません。**

本市では、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体が「豊中市認定地域クラブ」として活動を展開できるような体制整備に努めます。

（２）指導者

指導者は、「とよチャレ」の基本理念を理解し、各「豊中市認定地域クラブ」で確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、保護者等が担います。「豊中市認定地域クラブ」では、代表者や会計担当者等の複数のスタッフで構成することとし、責任者は 18 歳以上（高校生は除く）とします。[11]また、「豊中市認定地域クラブ」は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に配慮してください。そのうえで、以下のように指導者の登録、研修等の指針を定めます。

●「豊中市認定地域クラブ」の指導者は、指導者資格を必ずしも必要とするものではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。なお、参加する大会やコンクール等によっては、指導者資格が必要となることに留意してください。

---

9 本市では、「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、本市すべての学校や関係機関・団体と連携し、いじめ問題の克服に向けて取組みます。

10 関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例(国ガイドラインより)
＜関係団体等＞・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大 ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等
＜大学＞・地域における大学の認知拡大 ・指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
・指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等
＜民間企業＞・CSR の一環としての地域貢献 ・地域における企業の信頼性向上 ・自社ブランドやサービスの認知拡大
・人材採用・定着に関する好影響 ・社内人材への活躍・育成機会の提供

11 各クラブの判断及び責任で、保護者や OB の高校生等を指導や運営のスタッフとして配置することは可能です。

●指導を希望する豊中市立学校の教職員は、教育委員会の許可を得て従事できます。[12]

●「豊中市認定地域クラブ」認定申込時には、コンプライアンスに関する内容を中心に、所定の研修を受講する必要があります。[13]必要な申込登録が完了し、団体の運営に関わる全ての人が所定の研修を受講した団体を「豊中市認定地域クラブ」として認定します。認定後も、市として研修機会等を設け、コンプライアンスや安全管理等における資質向上に努めます。

●報酬については、各クラブで適切な金額を決定します。[14]

**●「とよチャレ」のすべての活動において、指導者がクラブ員や保護者に対し、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメント等の行為を行うことは絶対に許されません[15]。**

**●指導者はいじめの防止等を徹底するとともに、いじめの早期発見・対処に努め、クラブ員が安全・安心に活動に取組める環境の構築を図ります。**

●クラブ員が充実した活動をすることができるようにするため、指導者自らが研修の機会を確保し、研鑽を積むことが求められます。

（３）活動内容

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、これまで部活動に設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズ[16]に応じた活動機会を確保できるように、「豊中市認定地域クラブ」の創設支援等、活動環境の整備に努めます。「とよチャレ」は、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康な生活を送ることができるよう、以下のように適切な活動時間や休養日を設定しています。

●基本的に**自由参加を原則**とし、競技志向の強弱に関わらず、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間となるよう[17]、**活動時間は、平日は 1 日 2 時間程度以内、休日は 1 日 3 時間程度以内(練習試合も含む)**とし、**最大週当たり 11 時間程度**の範囲内とします。そのうえで、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

●年間の指導計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や、毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表してください。

※令和 10 年度夏頃までは、部活動が実施されていることから、部活動と地域クラブ活動、複数の地域クラブ活動への参加等、多様な形態が考えられます。生徒が、部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や、複数の地域クラブ活動

---

12 豊中市の教職員が兼職兼業によって「豊中市認定地域クラブ」に従事しようとする場合は、勤務校の校長の了承を得た上で豊中市教育委員会に許可を得る必要があるため、必ず確認するものとします。「豊中市認定地域クラブ」が兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うにあたっては「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(厚生労働省)及び、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」(文部科学省)を参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行う等、適切な労務管理に努めるものとする。

13 とよチャレポータルサイト内において、動画コンテンツの視聴等での受講が基本となります。「豊中市認定地域クラブ」は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組みを進めるとともに、指導者は、豊中市教育委員会事務局が指定する研修を受講(ポータルサイトにて受講)するものとします。

14 報酬のめやすの 1 つとして、本市の部活動指導員（市臨時会計年度任用職員）は時給 1,803 円(令和 8 年 4 月現在)となっています。なお、報酬を得る場合には、源泉徴収や確定申告等の税務処理に留意するようにしてください。

15 「豊中市認定地域クラブ」は、子どもが安心して活動できる環境づくりと適切な指導体制の確保に向けて、日本版 DBS への登録及び活用に努めるものとします。

16 令和 7 年度（2025 年度）部活動地域展開に関わるアンケート調査結果報告書参照

17 国ガイドラインに準じる。

に参加する場合等においては、**参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とするように配慮してください。**

※休日のみ「豊中市認定地域クラブ」の活動を実施する場合には、原則として、少なくとも１日以上の休養日を設ける必要がありますが(土日どちらかの活動)、**週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能です。**

※土日以外の祝日における 3 時間程度の活動は可としますが、連休が続く場合は、連休の半分をめやすに休養日にするなど、適切に設定してください。

**※**夏季休業期間等の長期休業中については、1 日の活動時間は学校の休業日(3 時間程度)に準ずることとします。夏季休業中や年末年始などは、学校の閉庁日に準じて休養日を設定してください。

※大会参加においては、大会日程などの理由で終日および連日の活動となることを認めますが、その場合次週の活動日を減らすなどして調整するようにしてください。

※**クラブ員となる生徒の在籍校での活動、習い事、家庭での過ごし方等も十分に考慮し、過度な負担がかからないように配慮してください。**また、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、**学校始業前の活動（早朝練習）は不可**とします。

※市立中学校における定期考査や学校行事等、参加者の実情に応じて活動を考慮してください。**また、参加者が他の活動（学習活動等）を優先する場合には、参加者本人の意向を尊重し、活動参加を強制することはできません。**

（４）活動場所

「豊中市認定地域クラブ」は、市立中学校施設を活動場所として優先的に利用することができます。また、学校教育活動に支障のない範囲において、市立中学校施設の使用料等を減免し、利用することができます。

また、活動に必要な用具については、所定の手続を行うことで学校備品を活用することができます。

「豊中市認定地域クラブ」の学校施設利用は、本市の部活動地域展開を推進するための制度に基づくものであり、学校体育施設開放事業[18]とは別制度です。そのため、「豊中市認定地域クラブ」と学校体育施設開放事業使用団体を併せて登録することはできません。既に学校体育施設開放事業使用団体として登録されている団体が「豊中市認定地域クラブ」となる場合は、学校体育施設開放事業使用団体とは別のクラブ（クラス）として新たに認定を受けるか、既存団体を「豊中市認定地域クラブ」へ完全に移行する必要があります。なお、「豊中市認定地域クラブ」は小学校施設を利用することはできません。（別のクラブ（クラス）として新たに認定を受ける場合、既存の学校体育施設開放事業使用団体の子どもの兼部はできません。）

また、「豊中市認定地域クラブ」が市立中学校施設以外の公共スポーツ施設、文化施設、民間施設その他団体が所有又は管理する施設を活動場所として使用する場合は、各施設管理者が定める手続及び利用条件に従うものとします。

活動内容に応じてオンラインによる活動を実施することができます。ただし、オンラインによる活動は対面による活動を補完するものとし、オンラインによる活動のみをもって活動を実施することはできません。この場合においても、生徒の安全確保及び個人情報の保護に十分配慮するものとします。

18 市立学校講堂設備使用事業も含む。

（５）費用

「豊中市認定地域クラブ」の運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者などの理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等[19]を設定します。本市は、参加費等の公費負担の在り方について検討していきます。

（６）保険

参加者や指導者等は、自身の怪我等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険にも加入します。また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については各クラブ及び参加者の判断とします。

（７）管理責任

「豊中市認定地域クラブ」の団体及び各指導者には、活動時において「事故や怪我がないように安全に配慮する義務(安全配慮義務)」が生じています。**もし活動中に、事故や怪我、クラブ員同士のトラブルなどが起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実に行います。**また、必要に応じて在籍校や警察等の関係機関と連携します。なお、クラブ員や保護者の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に則り、適正に行います。**SNS 等を活用した広報活動の際は、生徒等の肖像権や個人情報の取扱いに十分留意してください。写真等を掲載する場合は、必ず本人及び保護者の許可が必要です。また、個人アカウントでの使用は禁止します。**

本市では、「豊中市認定地域クラブ」の創設や運営に関わる相談窓口を設置し、各クラブや参加者及び保護者などの相談に対応します。

（８）事故の防止やクラブ員の健康管理

「とよチャレ」を安全に行うために、各クラブは活動中や移動中における各種事故の防止及びクラブ員の健康管理に十分注意して活動を行う必要があります。

特に、熱中症の防止のため、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は**原則運動を中止してください。**また、屋外での活動において、天候の急変や落雷の危険を感知した際には、すぐに活動を中止し、安全な場所に避難するようにしてください。

事故の防止や参加者の安全管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは熟読し、緊急時の対応について共通理解を図ってください。

また、**活動に伴う移動に際しては、事故の発生リスクが高い場面であることを十分に認識し、安全確保を最優先とした対応が必要です。** 移動手段の選定にあたっては、関係法令を遵守した運行であること、運行体制や安全管理体制が適切に確保されていることについて、事前に確認することが求められます。 特に、外部の交通手段や施設等を利用する場合には、提供主体の安全管理に依存することなく、クラブにおいて主体的に安全性を確認するとともに、責任ある判断のもとで実施する必要があります。**また、遠方での活動や対外的な活動（練習試合・合同練習等を含む。）については、その必要性や安全性を十分に検討し、適切な移動距離や時間、引率体制等を踏まえた計画とすることが求められます。**なお、安全面に少しでも懸念がある場合には、活動内容の見直しや実施の延期又は中止を含め、慎重に対応するものとします。合宿、遠征その他宿泊を伴う活動を実施する場合は、クラブの責任において、保護者の同意を得るとともに、適切

19 地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック(令和８年３月)において、「休日に週１日・月４日程度の活動を実施する場合、月額 1,000 円～3,000 円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性等の実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や 月額 4,000 円程度とすること等も含め、多様な設定があり得る。」とある。

な引率体制、安全管理体制及び参加者の見守り体制を確保し、参加者の安全確保及びハラスメント等の未然防止に十分配慮するものとします。また、合宿等であっても活動時間が長時間にならないように配慮してください。

「指導者の皆さまへ」

「運営者の皆さまへ」

運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン(試行版)(スポーツ庁令和８年１月)

豊中市救急ガイド

（９）活動場所への移動手段

活動場所への移動手段としては、徒歩もしくは公共交通機関の活用、保護者の送迎等が想定されます。また、各クラブの判断で自転車の使用が認められます。学校内に駐車及び一時駐車をすることはできません（あらかじめ教育委員会に登録した車両を除く。）。また、保護者による送迎を行う場合は、交通ルール及びマナーを遵守するとともに、学校周辺において交通の妨げとなる駐停車を行わず、近隣住民への迷惑防止に十分配慮するものとします。

（10）多様な生徒への対応

「豊中市認定地域クラブ」は、障害の有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備に努めます。また、指導者は指導に当たっての留意点を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるように努めます。

※「豊中市認定地域クラブ」を運営したい方は**別冊資料②『「豊中市認定地域クラブ」認定の手引き』**を、参加したい生徒・保護者の参加手順などは、**別冊資料③『「豊中市認定地域クラブ」参加の手引き』**を参照してください。

## Ⅳ 部活動の在り方

本市では、**Ⅰ　基本理念と活動の方向性** でも示したように、部活動については、令和 10 年の三年生の引退時期頃まで継続されます。「豊中市立中学校の部活動に係る方針」において、「平日の部活動は、学期中は週当たり２日以上の休養日を設けます。平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とします。(休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。」としています。活動時間についても、「１日の活動時間は、長くとも学期中の平日で２時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び祝日を含む。）及び長期休業中は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。」としています。その他の詳細については、「豊中市立中学校の部活動に係る方針」を参照してください。

豊中市立中学校の部活動に係る方針

## Ⅴ 大会・コンクールの在り方

1 クラブ員の大会等の参加機会の確保

「豊中市認定地域クラブ」が、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、**クラブ員の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。** 大会に参加する場合、クラブとして各競技団体等への登録が求められたり、大会によって参加対象者や指導者の条件が異なったりするため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。 また、令和 10 年までは、部活動は継続するため、「豊中市認定地域クラブ」と部活動の両方に在籍している生徒について、どちらで大会に参加するかは、クラブ員の希望を尊重した上で、在籍校（部活動）とクラブ側で連携、調整が必要です。本市では、「豊中市認定地域クラブ」がこれまで部活動として出場していた大会等に参加できるよう、大会主催者となる関係団体等に対し、参加規程の見直しも含めた環境整備の働きかけに努めます。

2 大会等への参加の引率や運営への従事

「豊中市認定地域クラブ」で大会等へ参加する場合は、クラブの指導者や運営スタッフが引率を担うことになります。大会主催者からの依頼があれば、**クラブ側も大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に従事することが求められます。**

## Ⅵ 関連する制度の在り方

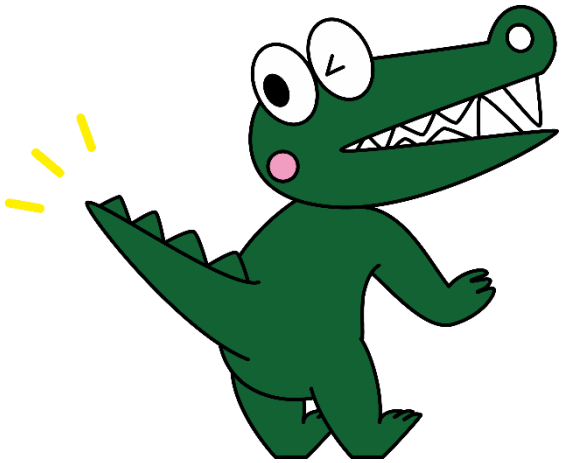
1 教職員の関わり

豊中市の教職員が兼職兼業によって「豊中市認定地域クラブ」に従事しようとする場合は、勤務校の校長の了承[20]を得た上で、豊中市教育委員会に許可を得る必要があります。兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うにあたっては、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(厚生労働省)及び、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」(文部科学省)を参照してください。「豊中市認定地域クラブ」は、服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行う等、適切な労務管理に努めるものとします。

2 高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

「豊中市認定地域クラブ」とクラブ員が所属する中学校は、高等学校入学者選抜に関して、必要に応じて情報共有をすることが想定されます。「豊中市認定地域クラブ」と高等学校が入学者選抜に関わる内容について、直接やりとりを行いません。

20 教職員の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施します。



豊中市教育委員会